

第 16 回研究会報告

主題：不安定就労をめぐる -3- 高齢者・障害者

「不安定就労をめぐる」を主題に 2 回にわたって総論（背景と現状、家庭経済への影響、労働法のあり方）、若年者、女性の労働環境問題について討議した（ニュースレター No. 16, 17）。今回は Part 3 として、高齢者と障害者の労働環境問題について討議した。

① 高齢者にみる労働環境

の場恒孝（仕事ストレスコーピング研究所）

定年後再就労では収入減少、特技を生かせない

高齢労働者への社会的支援と企業の意識改革を！

高齢者とは 65 歳以上を言い、75 歳以上を後期高齢者ともいう。政府統計による生産年齢人口（15～64 歳）は約 8337 万人である。高校進学率は 96% であり、高校卒から就労して 60 歳定年である現状からして、18～59 歳の労働可能な人口は 7,068 万人である（2005）。高齢労働者は 60 歳定年後 64 歳までの 877 万人が、その対象になる。かれらは経済的自立を求めて再就職を希望している。労働力人口（就業者＋失業者）は 6356 万人（就労率 60.4%）というが、統計では 15 歳以上を対象にしている。現実的統計対象ではないと思う。

高齢者は豊かな経験と知識をもつが、持病をも持っている。この状態で健康と仕事をいかに両立させて、どのように働くかが焦点になる。

近年の社会で所得格差が増加している。OECD(2006)によると、先進国では米国に次ぐ第 2 位である。すなわち相対的貧困率は 13.8%（世界平均は 8.4%）である。所得格差の背景には非正規雇用が増加し、正規雇用者への保護が手厚いことを挙げている。第 2 の要因には医療福祉の社会的負担の増加がある。医療費、介護費の自己負担金が増え、消費者物価が上昇する。これらは収入が減少する高齢者に過重な負担を強いている。60 歳定年で再就職時の収入は、同一企業に嘱託社員で再雇用されて -40%、他社に正社員で再就職した場合 -56%、他社にパートでの再就では -70% といわれる。

高齢者の感情障害もまた問題点である。収入減は生活苦に陥り、また病気、喪失体験、独居などは心理的孤独をもたらして、これらがうつ病を惹起させることになる。

2006 年に定年延長法（改正「高齢者雇用安定法」）が施行され、2013 年度までに 65 歳定年が企業の義務になる。今後、企業は再雇用や高齢者に適した職場環境の構築、また労働時間を短縮して健康保持に適した労働時間体制にすることが必要な対策になる。また後継者育成のために、可能な限り後輩の教育係を担当することが提言される。

②障害者にとっての雇用環境

石竹達也 (久留米大学環境医学教室)

障害者の雇用の促進策は機能せず

障害者の社会参加「社会の意識改革」が必要

障害者が社会参加することは、障害者のノーマライゼーションを実現することを意味する。障害者数は全国で約660万人(人口の5%)である。その職場の雇用現状と社会的援護はどのように行われているかについて報告した。

障害者は身体障害者、知的障害者、精神障害者に分けられる。障害者の雇用を促進するために「障害者雇用促進法」(2005年改正)が制定され、企業に障害者法定雇用率を与えた。労働者の数に応じて障害者を雇用しなければならないのである。民間企業(56人以上の労働者をもつ)では1.8%、特殊法人では2.1%、国や地方公共団体は2.0%であり、都道府県の教育委員会では2.0%ほど障害者を雇用して満たすことを命じた。

国際的動向をみると、ドイツは雇用率5%で20人以上の労働者をもつ企業、フランスは6%で20人以上の企業、米国と英国では法定雇用率はなく、差別禁止と15人以上を対象にしている。

日本の対策として300人以上の労働者をもつ企業に対して給付金制度がある。事業者の経済的負担の調整のため、「障害者雇用納付金」は雇用率未達成の事業者への課徴金である。「障害者雇用調整金」は雇用率達成事業者への報奨金である。障害者雇用のための施設設置や介助者の配置に助成金を支給するのである。

職場適応助成者(Job Coach)制度がある。現状では一定の資格はなく、ボランティア的仕事で、障害者の仕事を直接コーチする。

このような職場対策をしても、障害者自身がどこまで自立した生活を行っているかは詳らかでない。障害者にとって社会参加は大切な行動である。それには自立した生活を可能にしているか否かを調査し、それに基づいた具体的方策、社会的支援策を考えることが必要である。

◆第17回研究会(次回)は、**07年3月3日(土曜日)** 14:00-17:00です。

*プログラムは

[1] パネルディスカッション:「不安定就労をめぐって」のまとめ

織田 進、石竹達也、内藤正子、石井敦子、的場恒孝、高田和美、ほかで、総合的に討論をする予定です。参考資料はNLno. 16, 17, 18号を参照。

[2] その他

*会場: 久留米大学医学部・基礎2号館1Fセミナー室です。

◆'07年の予定は3月3日、6月2日、9月29日です。

◆本誌“News Letter”を入用の方は、お知らせ下さい。

世話人: 的場恒孝(代表)・高田和美・酒井 淳・石竹達也・山岡春夫・児玉英嗣・織田 進

[事務局] (〒830-0011) 福岡県久留米市旭町6-7 久留米大学医学部環境医学教室内

“失業と健康” 研究会

Fax: 0942(31)4370 Tel: 0942(31)7552 E-mail: kankyo@med.kurume-u.ac.jp

お知らせ